公　募　公　告

下記のとおり公告に付します。
令和８年７月24日

支 出 負 担 行 為 担 当 官
警察庁長官官房会計課理事官
重成　麻利

記

１．公募に付する事項
　本業務は、「第56回全国白バイ安全運転競技大会の車両整備等」について、下記「２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。
　なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が１者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（３）令和７・８・９年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。
（４）警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等
（１）担当部局
　　東京都千代田区霞が関２－１－２
　　中央合同庁舎２号館内　警察庁交通局交通指導課取締企画係
　　電話番号　03-3581-0141（代表）
（２）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
　　令和８年８月14日（金）　17時00分
　　上記（１）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
（３）公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

４．参加意思確認書等の無効
　本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

５．その他
（１）手続において使用する言語
　　日本語に限る。
（２）関連情報を入手するための照会窓口
　　上記３（１）に同じ
（３）資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　警察庁長官官房会計課理事官　殿

住　　所

会 社 名

代表者名

「第56回全国白バイ安全運転競技大会の車両整備等」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

・令和７・８・９年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

契　約　書（案）

警察庁（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

１　件　　名　第56回全国白バイ安全運転競技大会の車両整備等
２　契 約 金 額　￥　　.－
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥　　.－
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第１項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
３　履 行 期 間　契約締結日から令和８年10月12日
４　履 行 場 所　仕様書のとおり
５　契 約 保 証 金　徴収免除

（目的）
第１条　乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、特記事項等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記１の「第56回全国白バイ安全運転競技大会の車両整備等」（以下「業務」という。）を請負い、誠実に履行し、甲はその対価を乙に支払うものとする。

（契約保証金）
第２条　乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記５に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

（監督）
第３条　甲は本契約の履行に際し、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

（検査）
第４条　乙は、業務の終了後、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

（料金）
第５条　料金は、上記のとおりとする。

（料金の改定）
第６条　経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるとき

は、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日の３箇月前までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

（料金の請求）

第７条　乙は、甲の係官による作業報告書の確認を受けた後、第５条に規定する料金を甲に請求するものとする。

（料金の支払）

第８条　甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第９条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金の還付）

第10条　甲は、第12条第１項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

第11条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第２章第２節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第３項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲

に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1)　甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

(2)　丙は、譲渡債権を第１項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

(3)　甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

３　第１項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の２の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第12条　甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

３　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙に以下の事由が生じた場合

イ　仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ　手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ　営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2)　甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3)　乙が第13条第１項に該当する場合

(4)　乙が第21条に規定する暴力団排除条項第１条、第２条又は第４条第２項に該当する場合

(5)　前各号のほか、乙が民法第542条第１項又は第２項の各号に該当する場合

４　乙は、第２項又は第３項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

５　甲は、第３項第５号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第13条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは同法第95条第１項第１号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第14条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)　乙又は乙の代理人が刑法第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは同法第95条第１項第１号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の３第１項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2)　当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4　乙が第１項及び第２項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第15条　甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第12条第４項、第14条第１項及び第２項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2　乙は、第12条第１項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3　甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

第16条　乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2　甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3　乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第１項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4　乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5　乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

第17条　本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約不適合責任）

第18条　甲は、本件業務における納入物の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に

適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

３　甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第２項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

４　甲は、第２項及び第３項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

５　乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

６　乙が、第１項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

（秘密の保持）

第19条　甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第16条第１項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

２　甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

（紛争又は疑義の解決方法）

第20条　本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

（暴力団排除）

第21条　暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

（人権尊重の確保）

第22条　乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

（特記事項）

第23条　本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

２　本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成　麻利

乙

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は､乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

令和　　年　　月　　日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契約件名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※　次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

・再委託の相手方の会社概要
・その他警察庁が指示する書類

審査結果	承認　　非承認
承認又は非承認とした理由	

再委託承認書

令和　　年　　月　　日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1)　再委託の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)　再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２　暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

第 56 回全国白バイ安全運転競技大会の車両整備等仕様書

１．車両整備仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・P.１

２．車両借上げ及び車両整備仕様書・・・・・・・・・P.３

車 両 整 備 仕 様 書

1　目的

令和８年 10 月 10 日及び 11 日に開催される全国白バイ安全運転競技大会を円滑かつ厳正公平に実施するため、競技車両の点検整備を行う。

2　内訳

(1)　点検整備車両

白バイ　ホンダ製　CB1300P・・・32 台

(2)　点検整備期間及び実施場所

令和８年 10 月７日（水）から同月 12 日（月）までの６日間

自動車安全運転センター・安全運転中央研修所内

＊　茨城県ひたちなか市新光町 605-16

(3)　点検整備項目

ア　自動車点検基準（昭和 26 年８月 10 日 国土交通省令第 70 号）別表第７（二輪自動車の定期点検基準）及び別紙１「競技車両の点検一覧」による点検整備

イ　選手からの申告及び主任審判員等から指摘のあった不具合箇所の点検整備

ウ　(2)の期間中における転倒等による損傷箇所の点検整備

(4)　点検整備の時期等

ア　大会開催前までに、(3)アの点検整備を行い、不良箇所を発見した際には修繕を確実に行うとともに、競技用として全車両同一のコンディションに仕上げること。なお、そのために必要となる部品等は請負業者において調達すること。

イ　大会期間中は各競技の前後において、(3)の点検整備を行い、不良箇所を発見した際には修繕を確実に行うこと。

ウ　大会終了の翌日、(3)アの点検整備を行い、不良箇所を発見した際には修繕を確実に行うこと。

エ　ア及びイの修繕に用いる交換用部品及びその交換に必要となる部品等については、請負業者において調達すること。

オ　競技において想定される(3)ウの交換用部品については、別紙２「交換用部品一覧」を参考に積算すること。なお、別紙２の数量については概算であり大幅に増減するおそれがある。また、２(2)の期間中、別紙２以外の部品が必要となった場合には、警察庁担当者と協議のうえ決定すること。

(5)　点検整備を行う者は、自動車整備士資格を有すること。

3　その他

(1)　大会開催前までに前後バンパーの取付及び大会終了後に前後バンパーを取り外すこと。

(2)　大会終了後、競技におけるステップの接地の有無を確認するためのテープを除去すること。

(3)　整備及び修繕内容の細部については、警察庁担当者と協議のうえ決定すること。

(4)　２(3)及び(4)の点検整備等を行う都度、警察庁担当者の確認を受けること。

(5)　点検整備等にあたっては、大会の進行に影響を及ぼさない体制を確保すること。

(6)　競技において公平性を保つため、車両番号標及び車体表示等をマスキング等により、外観上から車両を識別（特定）できないよう施工すること。また、大会終了後、施工箇所を復元すること。

(7)　大会期間中、公平性を担保するため、選手等との接触を避けるとともに車両の点検整備に関する一切の情報について漏洩してはならない。また、大会期間中の宿泊場所については、警察庁担当者と協議のうえ決定すること。

(8)　契約に必要となる全ての費用は、請負業者において負担すること。

(9)　作業完了後、完了報告書を提出すること。

(10)　本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、警察庁担当者と協議して決定するものとする。

車 両 借 上 げ 及 び 車 両 整 備 仕 様 書

1　目的

令和８年 10 月 10 日及び 11 日に開催される全国白バイ安全運転競技大会におけるトライアル走行操縦競技及び不整地走行操縦競技並びに同年 10 月８日及び９日に開催される審判講習会に必要な車両を借上げる。また、当大会を円滑かつ厳正公平に実施するため、借上げ車両の点検整備を行う。

2　借上げ車両関係

(1)　借上げ車両（台数、期間）

ア　全国白バイ安全運転競技大会審判講習会用
　オフロード二輪車（ホンダ製　CRF250L）
　５台×１日間（10/８）

イ　全国白バイ安全運転競技大会用
　オフロード二輪車（ホンダ製　CRF250L）
　35 台×２日間（10/10、10/11）

(2)　搬送関係

ア　搬入及び搬出時期
　搬入：10 月８日に行う審判講習会まで。
　搬出：大会終了後、警察庁担当者と調整のうえ行う。

イ　場所
　自動車安全運転センター・安全運転中央研修所内
　＊　茨城県ひたちなか市新光町 605-16

(3)　車両に関する留意事項

ア　次の装置等について取り外したものであること。
　前照灯、方向指示器（前後部）、尾灯、速度計（計器類）、警音器、後写鏡、ツールボックス内ツール、ナンバープレートブラケット

イ　装着タイヤは、ブリヂストン製で前輪 TW301（3.00-21 51P）、後輪 TW302（120/80-18　M/C　62P）とし、摩耗の度合いについては全車両同等とすること。

ウ　アンダーガード、ラジエターガード、尾灯配線カバーを装備すること。

エ　シートセットボルト（左右）を短いものに変更すること。

オ　ハンドル位置をポンチマーク１個分、上方向とすること。

3　点検整備関係

(1)　点検整備の対象車両は、２（1）の車両とする。

(2)　点検整備期間及び実施場所

令和８年 10 月９日（金）から同月 11 日（日）までの３日間

自動車安全運転センター・安全運転中央研修所内

＊　茨城県ひたちなか市新光町 605-16

(3)　点検整備の項目

ア　自動車点検基準（昭和 26 年８月 10 日 国土交通省令第 70 号）別表第７（二輪自動車の定期点検基準）及び別紙３「競技車両点検一覧」による点検整備

イ　選手からの申告及び主任審判員等から指摘のあった不具合箇所の点検整備

ウ　（２）の期間中における転倒等による損傷箇所の点検整備

(4)　点検整備の時期等

ア　大会開催前までに、(3）アの点検整備及び油脂類の交換を行い、不良箇所を発見した際には修繕を確実に行うとともに、競技用として全車両同一のコンディションに仕上げること。なお、そのために必要となる部品等は請負業者において調達すること。

イ　大会期間中は、各競技の前後において（3）の点検整備を行い、不良箇所を発見した際には修繕を確実に行うこと。

ウ　ア及びイの修繕に用いる交換用部品及びその交換に必要となる部品等については、請負業者において調達すること。

エ　競技において想定される（3）ウの交換用部品については、別紙４「交換用部品一覧」を参考に積算すること。なお、別紙４の数量については概算であり大幅に増減するおそれがある。

(5)　点検整備を行う者は、自動車整備士資格を有すること。

４　その他

(1)　整備及び修繕内容の細部については、警察庁担当者と協議のうえ決定すること。

(2)　３（3）及び（4）の点検整備等を行う都度、警察庁担当者の確認を受けること。

(3)　点検整備等にあたっては、大会の進行に影響を及ぼさない体制を確保すること。

(4)　大会期間中、公平性を担保するため、選手等との接触を避けるとともに車両点検整備に関する一切の情報について漏洩してはならない。

また、大会期間中の宿泊場所については、警察庁担当者と協議のう

え決定すること。

(5)　契約に必要となる全ての費用は、請負業者において負担すること。

(6)　作業完了後、完了報告書を提出すること。

(7)　本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、警察庁担当者と協議して決定するものとする。

別紙1　　競技車両の点検一覧（CB1300P）

競技車両の所属	車 両 番 号	車 台 番 号	走 行 距 離
警視庁 第　　交通機動隊		SC62－	km

点検欄は、次の記号により記入すること。

点検良及び取り外し「レ」、交換「×」、給油「L」、取付け「T」、調整「A」

項　　目	点　　検　　内　　容	車両検査	競技前	競技後
タイヤ	フロント　　：ダンロップ ROAD SMART Ⅲ P 、空気圧※ 250kPa			
	リヤ　　：ダンロップ ROAD SMART Ⅲ P 、空気圧※ 290kPa			
	装着後、走行距離が1,000km以下で残溝が接地面全周にわたり1.5㎜以上あること			
エンジンオイル	オイル量がレベルの上限まであること			
クラッチ液	オイル量が“LOWER”以上であり、点検窓から液面が確認できること			
バンパー（フロント）	取り外す（ゴムキャップは各隊で保管）			
	センターパイプの曲がり等がないかを確認し、異常があるものは交換する			
	曲がり等がないかを確認し、異常があるものは交換したうえ取り付ける			
	取り外す			
バンパー（リヤ）	取り外す（ゴムキャップは各隊で保管）			
	曲がり等がないかを確認し、異常があるものは交換したうえ取り付ける			
	取り外す			
	サイドバックガードと車体等を紐等で固定し、ガタつきがないようにすること			
ブレーキレバー	傷、曲がりを点検し、異常のあるものは交換する			
クラッチレバー	傷、曲がりを点検し、異常のあるものは交換する			
アクスル	作動を点検し、異常のあるものは交換する			
ラジエータ液	冷却液量が“UPPER”と“LOWER”のマーク間にあること			
電動ファン	エンジン暖機運転し、ファンが作動するか点検する			
ｸﾞﾘｯﾌﾟﾗﾊﾞｰ・ウェイト	傷、損傷を点検し、異常のあるものは交換する			
ハンドル	曲がり、取付け状態を点検し、異常がある場合は調整又は交換する			
サイドスタンド/メインスタンド	・ ピポットボルト／ナットのゆるみ、損傷を点検し、増し締め又は交換する ・ 作動を点検し、異常がある場合は注油又は交換する ・ サイドスタンドスイッチの点検を行う			
サイドカバー	取付け状態、損傷を点検し、異常のあるものは交換する			
灯火類	作動、汚れ及び損傷を点検し、異常のあるものは交換する			
バッテリ	スタータを操作してエンジンが始動するかを点検し、始動しないものは充電又は交換する			
燃料	エンジンを始動したとき、ゲージの指針が“E”マークの手前1本目を示すようにフューエルタンク内のガソリン量を調整する			
車検証類	取り出し各隊にて保管			
サイドボックス内カーロケ及び無線機	取り外す			
パトロールライト／スピーカ	取り外す　回転灯用カプラは防水対策を施すこと			
バックミラー	台座ごと取り外す			
エンジンキー	キーホルダー等は取り外す			
スピードメータ類に貼付ステッカ	スピードメータ点検小票は、無線ボックス内に貼付する			
バンクセンサー	損傷していても交換しないこと			
マスキング	車両に識別番号がある場合はマスキングを施すこと（終了後、剥がすこと）			
その他	各ボックス内に、不要物がないこと。			

DUNLOP　ROAD SMART ⅢP　120／70　ZR　17　M/C　58W

DUNLOP　ROAD SMART ⅢP　180／55　ZR　17　M/C　73W

※本紙「競技車両の点検一覧」は、車両搭載の書類箱に保管願います。

外観点

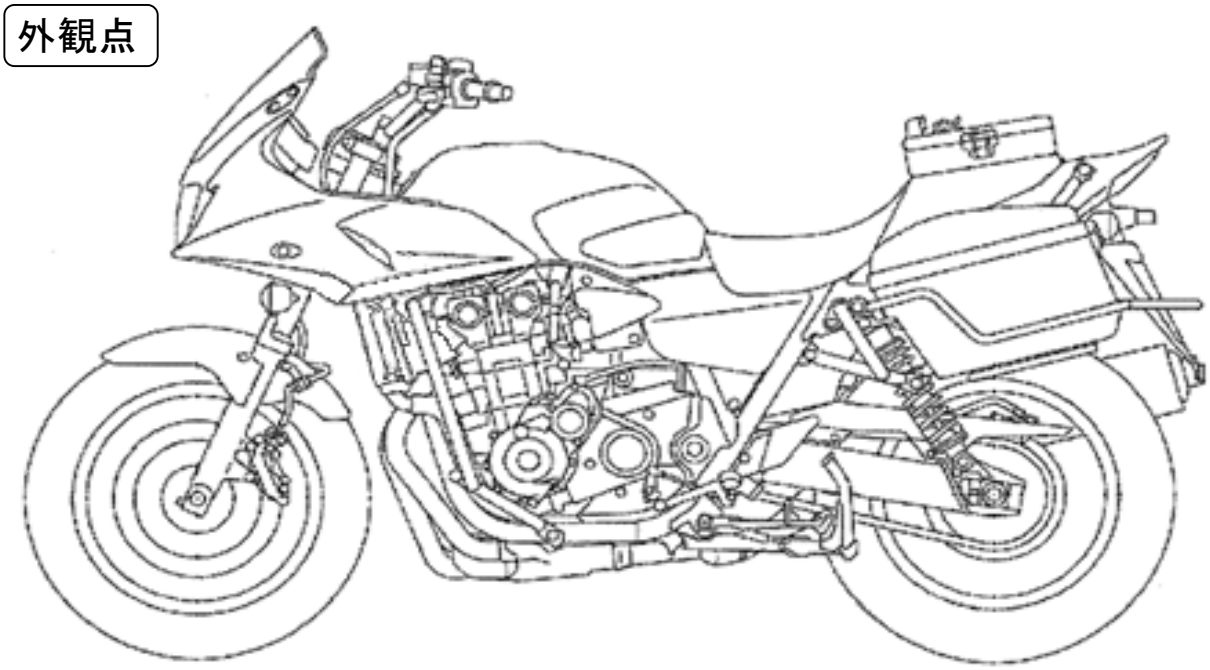

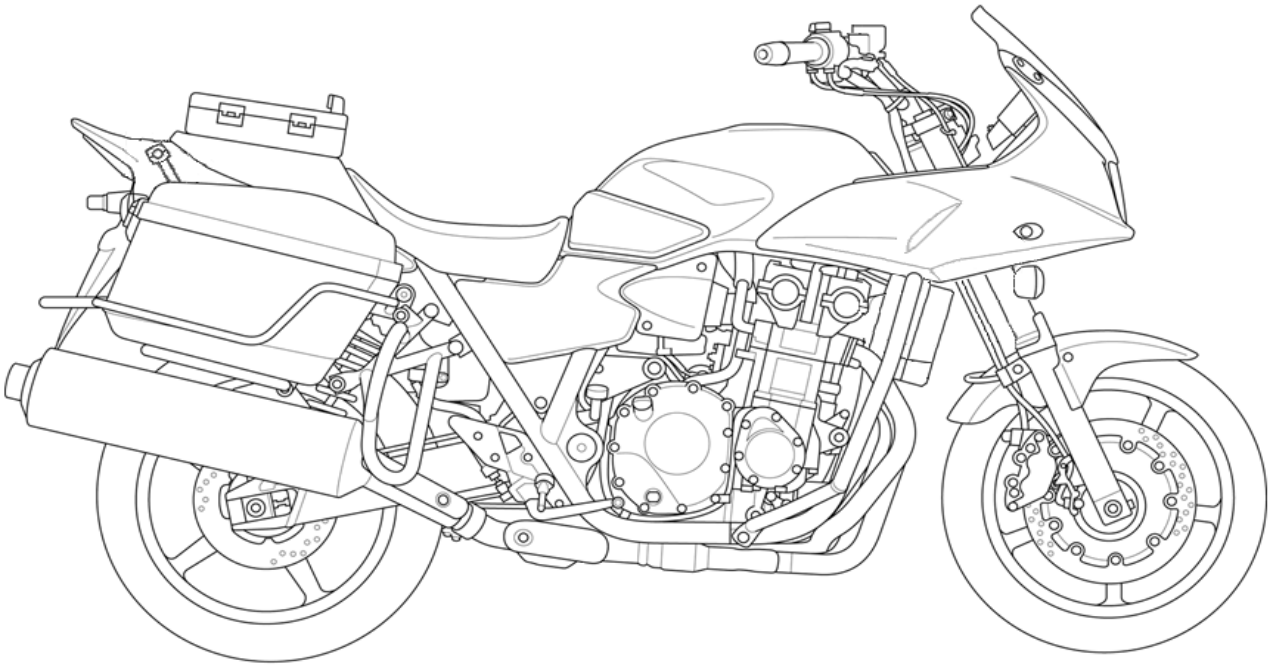

特 記 事 項

	車両検査	競技前	競技後
点 検	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
氏 名			
走行距離	km	km	km

別紙2

交換用部品一覧

【ホンダ社製　CB1300P】

	部品名	数量(式)
1	右フロントバンパー	21
2	左フロントバンパー	21
3	エンジンガードセンター	5
4	右リヤバンパー	10
5	左リヤバンパー	10
6	バンクセンサー	80
7	右フロントフォーク	2
8	左フロントフォーク	2
9	ステアリングハンドル	2
10	ハンドルバーエンドウエイト	6
11	フロントブレーキレバー	5
12	フロントブレーキマスターシリンダー	2
13	クラッチレバー	5
14	クラッチマスターシリンダー	2
15	フロントカウル	2
16	ウインドウスクリーン	2
17	右サイドカバー	2
18	左サイドカバー	2
19	右エアクリーナーカバー	2
20	左エアクリーナーカバー	2
21	エキゾーストパイプ	2
22	エキゾーストパイプガスケット	8
23	マフラーパッキン	2
24	クランクケースカバー	2
25	カバーガスケット	2
26	シングルシートカウル	1
27	フューエルタンクセット	1
28	ベースパッキン	1
29	Oリング	1
30	左ステップホルダー	3
31	スプリットピン	6
32	右サイドボックス	2
33	左サイドボックス	2
34	マフラー	2

別紙3　　競技車両の点検一覧（CRF250L）

番　号	車　台　番　号	

点検欄は、次の記号により記入すること。

点検良及び取り外し「レ」、交換「×」、給油「L」、取付け「T」、調整「A」

項　　目	点　　検　　内　　容	車両検査
かじ取り装置	ハンドルの操作具合、曲がり及び取付け状態	
	フロント・ホークの損傷等	
	ハンドル位置：ポンチマーク1個分、上方向へ回すこと	
制動装置	遊び及びブレーキの効き具合	
	ロッド及びケーブル類の緩み、がた及び損傷	
	ホース、パイプ類の漏れ、損傷及び取付け状態	
走行装置	フロント　　：ブリヂストンTW301　3.00-21 51P、空気圧※100kPa	
	リヤ　　：ブリヂストンTW302　120/80-18 M/C 62P　、空気圧※80kPa	
	1.5㎜以上あること（新品タイヤは300㎞程度走行）	
	ホイール等　：ナット、ボルトの緩み及びホイールベアリングのがた	
緩衝装置	サスペンションアームのがた及び損傷	
	ショックアブソーバの油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	ミッションオイル量、漏れ	
	チェーンの緩み及びスプロケット摩耗状態等	
電気装置	バッテリ電圧及びターミナルの緩み等	
	点火プラグの状態	
原動機	オイル量、漏れ（冷却水含む）	
	スロットルバルブ等作動状態、低速及び加速の状態等	
	燃料装置の漏れの有無	
	排気の状態	
マフラー類	取付けの緩み及び損傷、機能	
フレーム	緩み及び損傷	
各レバー	傷、曲がりを点検し、異常のあるものは交換する	
アクスル	作動を点検し、異常のあるものは交換する	
ｸﾞﾘｯﾌﾟﾗﾊﾞｰ・ウェイト	傷、損傷を点検し、異常のあるものは交換する	
スタンド類	・　ピポットボルト／ナットのゆるみ、損傷を点検し、増し締め又は交換する	
	・　作動を点検し、異常がある場合は注油又は交換する	
その他	シャシ各部の給油脂状態、ガード類の取付状態、その他	

特記事項

別紙4

交換用部品一覧

【ホンダ社製　CRF250L】

	部品名	数量（式）
1	ハンドル	20
2	スロットルグリップ（ケーブル含む）	10
3	ブレーキレバー・ペダル（ケーブル・ホース含む）	20
4	クラッチレバー（ケーブル含む）	20
5	シフトペダル	20
6	ブレーキパッド（前）	30
7	ブレーキパッド（後）	30
8	ブレーキディスクローター（前）	2
9	ブレーキディスクローター（後）	2
10	運転者乗車ステップ（左）	20
11	運転者乗車ステップ（右）	20
12	ブレーキリザーバータンク（前、フルード含む）	2
13	ブレーキリザーバータンク（後、フルード含む）	2
14	マフラー	1
15	燃料タンク	1
16	乗車シート	1
17	フロントフェンダー及びサイドカバー（左）	5
18	フロントフェンダー及びサイドカバー（右）	5
19	フロントフォーク（左右1台分）	1
20	ラジエーター	2